宮城県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱

**第１　目的**

　社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、今後必要となる介護人材等を着実に確保していくため、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

**第２　用語の定義**

　　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　１　福祉系高校

　　　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第２項第４号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校で

あって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものをいう。

　２　介護職員等

　　　居宅サービス等（介護保険法（平成９年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業（同法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業をいう。）もしくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第２条第２項に規定する介護等をいう。）の業務である者をいう。

**第３　貸付対象者、貸付期間及び貸付額**

　　貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

　１　貸付対象者は福祉系高校に在学する者とする。

　　　なお、貸付対象者の選定にあたっては、福祉系高校から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うこと。

　２　貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。

　　　なお、当該在学期間は原則として、正規の修学期間とするが、病気等の真にやむを得ないと県社協の会長（以下「会長」という。）が認める事由によりに留年した期間中については、これに含めて差し支えないこと。

　３　修学資金の貸付上限額は次の（１）から（４）の合算額以内とする。

　　　なお、（１）から（４）については授業料、入学金に充当することはできないものとする。

　（１）修学準備金　入学時の貸付けに限り30，000円以内

　　　・介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費に充当する者であること。

　（２）介護実習費　一年度当たり30，000円以内

　　　・介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に充当するものであること。

　（３）国家試験受験対策費用　一年度当たり40，000円以内

　　　・福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

（４）就職準備金　卒業時の貸付けに限り200，000円以内。

・福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費に充当するものであること。

**第４　貸付方法及び利子**

　１　本事業による貸付けは、会長と貸付対象者との契約により行うものとする。

　２　貸付利子は無利子とする。

　３　貸付金の交付は年１回貸付するものとする。ただし、会長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

**第５　貸付申請**

修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに会長に申請しなければならない。

①福祉系高校修学資金借入申請書（様式第１号）

②在学する福祉系高校の長の推薦書（様式第２号）

③福祉系高校修学資金貸付事業における個人情報の取扱同意書（様式第３号）

④世帯全員の記載がある住民票（本籍・続柄記載のもの）

⑤市町村長が発行した申請者の生計を支える者の申請前々年の所得・課税証明書

**第６　連帯保証人**

本事業においては、連帯保証が保証人となることとして立て、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

**第７　貸付の適否の決定等**

会長は、第５の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、修学資金の貸付の適否を決定するものとする。

２　会長は、前項の規定により修学資金の貸付の適否を決定したときは、遅滞なく、福祉系高校修学資金貸付決定通知書（様式第５号）または福祉系高校修学資金貸付不承認決定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

**第８　借用証書の提出**

１　修学資金の貸付を受ける者（以下「借受者」という。）が前条第２項の規定により

　福祉系高校修学資金貸付決定通知書を受け取ったときは、遅滞なく、福祉系高校修学

資金借用証書兼誓約書（様式第７号）に銀行口座振込依頼書（様式第８号）、借受者

（未成年者を除く）及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて、速やかに会長に提出しなけ

ればならない。

　２　理由なく３か月以内に提出がないときは、貸付を辞退したものと判断し、貸付決定通知は取り消しの扱いとする。

**第９　貸付の辞退**

借受者は、修学資金の貸付を辞退しようとするときは、貸付停止・再開・辞退届（様式第９号）を会長に提出しなければならない。

**第10　貸付の解除および休止**

会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は修学資金の貸付契約を解除するものとする。

1. 福祉系高校を退学したとき。
2. 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
3. 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
4. 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
5. 死亡したとき。
6. 虚偽その他不正の方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったと

き。

1. その他修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　会長は、借受者が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

**第11　返還債務の当然免除**

会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務を免除するものとする。

１　福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の施設において介護職員等の業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、３年（以下、「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき（返還免除対象期間の計算は、在職期間が通算1,095日以上で、かつ、業務に従事した期間が540日以上とする。

ただし、法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

その他、介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録機関を含めて差し支えないものとし、同時に２以上の市町村等において業務に従事した期間は１の期間として計算し、通算しないものとすること。）。

また、介護職員等の業務に従事後、介護福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、当該業務に従事しているものとみなす。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が借受者の申請（様式第10号）に基づき、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、本要綱に規定する「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。ただし、本運用は第15における読み替えの適用を除く。

1. 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

**第12　当然免除の申請および承認決定等**

１　借受者は、第11の返還債務の当然免除を受けようとするときは、福祉系高校修学資金返還免除申請書（様式第11号）に、事業所が証明する介護等業務従事期間証明書（様式第27号）を添えて、会長に提出しなければならない。

ただし、借受者が死亡した場合において、第11の２に該当するときは、当該借受者の相続人は、遅滞なく、福祉系高校修学資金返還免除申請書にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

２　会長は、福祉系高校修学資金返還免除申請書を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが適当であると認めたときは福祉系高校修学資金貸付返還免除決定通知書（様式第12号）により、当該免除することが適当ではないと認めたときは福祉系高校修学資金返還免除不承認通知書（様式第13号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

**第13　返還**

借受者は、次の各号のいずれかに該当する場合（介護福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から４年以内に会長が定める金額を月賦もしくは半年賦の均等払方式、又は一括返還により返還しなければならない。ただし、繰上返還することを妨げない。

１　貸付契約が解除されたとき。

２　福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。

３　福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内の施設において介護職員等の業務に従事しなかったとき。

ただし、第14に規定する業務に従事した場合は、同条に規定する事業に移行する。

４　県内の介護施設において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。

５　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

**第14　福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行**

福祉系高校を卒業した日から１年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添１に定める職種若しくは別添２に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（事務次官通知の第12の２（１）における充当資金返還免除対象業務と同義）に従事した場合は、事務次官通知の第１の２に掲げる福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により、福祉系高校修学資金の返還に充てるための資金（以下、「返還充当資金」という。）を貸し付け、第13の返還に充てることにより、福祉系高校修学資金貸付事業から福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業へ支援を移行することする。

新たに貸し付けた返還充当資金に係る貸付方法、返還の債務免除、返還等の運用については、「社会福祉法人宮城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」に基づき行う。

**第15　福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い**

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下、「大学等」という。）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）、大学等を卒業するまでの間、第11、第13に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に、本要綱における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替える。

**第16　返還計画書および返還決定等**

１　第13により修学資金の返還をしなければならない借受者（返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。）は、福祉系高校修学資金返還届兼返還計画書（様式第14号）を会長に提出しなければならない。

２　前項に規定する返還計画の内容の変更を希望するときは、返還計画変更申請書（様式第15号）を会長に提出しなければならない。返還計画の変更が決定したときは、福祉系高校修学資金返還計画変更決定通知書（様式第30号）により通知する。

３　会長は、返還計画の内容が適当であると認めたときは、福祉系高校修学資金貸付金返還開始通知書（様式第16号）により当該申請した者に通知するものとする。

　４　会長は、借受者が貸付金の返還を完了したときは福祉系高校修学資金貸付金返還完了通知書（様式第17号）に当該借受者に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を添えて遅延なく通知しなければならない。

**第17　返還債務の履行猶予**

　１　当然猶予

　　　会長は、借受者が貸付契約を解除された後も引続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予することができる。

　２　裁量猶予

　　　会長は、借受者が次の各号の１に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額にかかる返還の債務の履行を猶予することができる。

　（１）福祉系高校を卒業した日から１年以内に県内の介護施設において介護職員等の業務に従事しているとき。

　（２）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

**第18　返還猶予申請**

借受者は、前条（２）の返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、福祉系高校修学資金返還猶予申請書（様式第18号）にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。前条２項（２）による返還の猶予が決定したときは、福祉系高校修学資金猶予決定通知書（様式第29号）により通知する。

**第19　返還債務の裁量免除**

１　会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に返還を受けた金額を除く当該各号に定める額の返還の債務を免除することができる。

（１）死亡又は障害により返還の債務を履行することができなくなったとき

・返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（２）長期間所在不明となっている場合等、修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から５年以上経過したとき

・返還の債務の額の全部又は一部

（３）県内において介護職員等の業務に従事した期間が修学資金の貸付を受けた期間以上となったとき

　　・返還の債務の額の全部又は一部

２　返還の債務の裁量免除の適用に当たっては、以下の点に留意する。

（１）返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

　　　また、１（３）における返還の債務の裁量免除は、本事業が介護職員等の業務に従事した者の定着促進を図るものであることを鑑み、その適用以前に貸付を受けた者の就労継続に当たっての相談支援などを行い、第11の貸付額に係る返還の責務を免除できるように促すことに努めるものとする。なお、適用に当たっては、機械的に行うことなく借受者の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

（２）裁量免除の額は，県内において介護職員等の業務に従事した期間を，本事業による貸付けを受けた期間（なお，この期間が２年に満たないときは２年とする。）の２分の３に相当する期間で除して得た数値（小数点第２位未満については切捨てとする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

**第20　返還債務の裁量免除申請および承認決定等**

１　借受者は、修学資金の返還の裁量免除を受けようとするときは、福祉系高校修学資金返還免除申請書に、事業所が証明する介護等業務従事期間証明書を添えて、会長に提出しなければならない。

ただし、借受者が死亡した場合において、第19の１の（１）に該当し、かつ、同条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、当該借受者の相続人は、福祉系高校修学資金返還免除申請書にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

２　会長は、福祉系高校修学資金返還免除申請書を受理したときは、その事実を確認し、修学資金の返還の債務を免除することが適当であると認めたときは福祉系高校修学資金返還免除決定通知書により、当該免除することが適当ではないと認めたときは福祉系高校修学資金返還免除不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

３　第２項により修学資金の返還をしなければならない者は、福祉系高校修学資金返還計画書を会長に提出しなければならない。

４　第19の（２）に該当するときは、会長は、県の承認により返還債務の全部又は一部を免除することができる。

**第21　期間の計算方法**

修学資金の返還免除額および猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、介護職員等の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

**第22　延滞利子**

借受者は、正当な理由がなく修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求および督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

**第23　その他の届出**

借受者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる様式により速やかに会長に届け出なければならない。

* + 1. 養成施設を卒業したとき　卒業届(様式第19号)
		2. 介護福祉士の登録を行ったとき　資格取得届(様式第20号)
		3. 借受者又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき　異動届（様式第21号）

２　借受者は、毎年４月１日現在の就業状況について、就業状況報告書（様式第22号）によりその年の４月末日までに会長に報告しなければならない。

３　連帯保証人は、借受者が死亡し、又は心身の故障が生じた場合には、異動届により会長に届け出なければならない。

４　借受者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更願（様式第23号）を会長に提出しなければならない。承認が得られたときは、福祉系高校修学資金連帯保証人変更決定通知書（様式第31号）により通知するものとする。

５　借受者は、業務に従事したときは、その日から７日以内に、業務従事届（様式第24号）により会長に届け出なければならない。

６　借受者は、業務従事先を変更し、引き続き制度上該当する施設等で業務に従事する場合は、業務従事先変更届（様式第25号）を、業務に従事しなくなったときは、業務廃止届（様式第26号）を速やかに会長に提出しなければならない。

　　なお，業務を一時中断した場合にあっては休業届（様式第28号）を会長に届け出るものとする。

**第24　借受者の責務**

借受者および連帯保証人は、会長から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき、各種証明書類の提出または報告の提出を求められたときは、回答または提出および報告を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和４年３月２２日から施行し、令和３年４月に福祉系高校に在学している者から適用する。

附 則

この要綱は，令和５年１月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年　６月１日から施行する。